

大田区 学童保育のしおり

令和8年度申請用

～通常利用～

令和7年10月17日（金）から
令和7年11月21日（金）まで（日曜・祝日を除く毎日）

申請期間
・
受付時間

① 放課後ひろば

【月～金】 午後1時 ～ 午後4時30分

【土曜日】 午前9時 ～ 午後4時30分

② 児童館・おおたっ子ひろば・こどもの家

【月～土】 午前9時 ～ 午後4時30分

※糀谷こどもの家の土曜日・夜間の受付は、東糀谷児童館で行います。

●夜間受付 11月12日（水）（第1回目） 午後7時 まで
11月21日（金）（第2回目） 午後7時 まで
⇒受付場所は、各学童保育施設

●日曜受付 11月16日（日） 午前9時 ～ 午後4時
⇒受付場所は、大田区役所本庁舎6階窓口

※申請期間後半は大変混み合います。お早めにお申込みください。

安全な保育のため、
書類の確認にお時間を
いただく場合があります。
ご理解とご
協力をお願いいたし
ます。

申込方法

利用を希望する施設へ持参（第一希望施設・第二希望施設 どちらでも可）
申請書類一式をお持ちください。＜郵送不可＞

※学校内施設は申請が集中するため、分散提出にご協力ください。提出場所は選考に影響しません。

結果のお知らせ

令和8年2月18日（水）に、郵便で発送予定です。
※郵便事情により、結果のお知らせがご自宅に到着するまでに数日を要する場合があります。

★申請書類ご提出の際は、保護者(児童の様子分かる方)の来所をお願いします。

★申請期間最終日の受付時間に間に合わない場合、随時申請の扱いとなります。

※提出書類に不備・不足がある場合は、申請書類を受領できません。各種提出書類は、お時間に十分余裕をもってご準備ください。

※随時申請の場合、一次申請者の結果通知後の審査となり、結果のお知らせは3月中旬以降となります。

※一次申請において、すでに受入可能人数を満たしている施設については、欠員が生じるまでお待ちいただくことになります。

※5月1日以降利用開始ご希望の方は、利用開始を希望する日の属する月の前月1日から申請を受け付けます。

このしおりは令和7年10月1日現在の状況で作成しています。

事業内容に変更が生じる場合があります。

最新の情報は、区ホームページや各施設からお知らせします。



大田区ホームページ（学童保育トップページ）▲
（申請書類をダウンロードできます。）

学童保育とは？

小学校児童で、放課後帰宅しても保護者が就労などの理由（一定の利用要件のもと、介護や自宅療養等を含む）で家庭にいない場合に、遊びと生活の場を与えて、児童の健全な育成を行うことを目的とする制度です。

1 学童保育の種類

大田区の学童保育には、「通常利用」「夏休み利用」「一時利用」の3つの種類があります。

	学童保育 (通常利用)	学童保育 (夏休み利用)	学童保育 (一時利用)	児童館の 一般利用
利用期間 * 日曜・祝日 年末年始はお休み	4月1日 から 3月31日 まで	7月21日 から 8月31日 まで	1日単位	日曜・祝日(5/5は開館) 年末年始を除く 毎日
申請期間	このしおり表紙に 記載の期間 随時申請もできます。また、入所後の途中辞退もできます。	5月下旬頃 から 6月上旬頃 まで その年の5月中旬頃に 区報・区ホームページ等 でご案内します。	利用日の属する月の前月1日 から利用日の3日前まで。 ※緊急の利用等は施設へ要相談。 ※翌月の利用分(1か月分)を まとめて申請できます。	なし
保育料	午後5時まで 5,000円/月額 延長(午後5時～午後6時) 1,200円/月額 加算	午後5時まで 6,000円/期間 延長(午後5時～午後6時) 1,500円/期間 加算	1日(1回) 600円 (午後6時までの延長時間含む)	無 料
* 午後6時から午後7時までの延長利用は別途料金がかかります。 (各施設へお問い合わせください)				
利用できる方	保護者の就労等により、保育が必要な児童。 (保護者の帰宅が午後5時以降の場合は 延長保育が利用できます。) ※詳細はP2をご覧ください。		学校行事や一時的な通院など、保護者の就労等以外の場合でもご利用いただけます。 ※美容院や映画鑑賞など、保護者個人の予定であって、変更可能な予定の場合はご利用できません。	小学生・中学生
申請方法	申請書(裏面調査票)に 就労証明書等必要書類を添付して 、利用を希望する施設へ提出。		利用を希望する施設へ申請書(裏面調査票)を提出。 ※就労証明書等の添付書類は不要。 ※原則受付順で、1日の受入可能人数までお受けします。	児童館受付で来館者名簿に利用者名を記入。 ※初回に「児童引取人登録書」を提出してください。
時間	・ 学校開校日は、下校時から午後5時まで 学校休業日(長期休業期間など)は午前8時30分から午後5時まで ※令和8年度は、試行的に午前8時から開室(土曜日を除く)を予定 ・ 延長保育は、午後5時から午後6時まで(土曜日を除く) ※全施設実施 ・ 再延長保育は、午後6時から午後7時まで ※一部施設で実施 裏表紙一覧参照			午前9時 から 午後5時 まで ※おたっ子ひろばは 午前8時30分から
こんな方におすすめ!	保護者の帰宅が遅い方や、フルタイム就労等で週の半分以上学童保育を利用したい方。	学校のある日は、お子様が帰るまでお仕事をしている方など、夏休みだけ利用したい方。	週に2日程度の就労の方、通院や介護など一時的に必要な方、お子様の習い事等で「通常利用」の欠席が多くなってきた方など。	児童館で遊びたいお子様は、いつでもどうぞ!

* この表の他に、小学校で実施する「放課後こども教室」がございます。7ページをご覧ください。

児童館の一般利用とは？

放課後、一度帰宅してから児童館へ自由に来館してご利用いただく方法です。夏休みの期間などは、お弁当やおやつを持参して終日過ごすことができます。児童館から学校のプールや行事に直接行くことも可能です。児童館での遊びや各種イベントなどは、学童保育利用のお子様と一緒に参加することができます。

※児童館の一般利用は学童保育と異なり、出欠確認とおやつ提供はありません。

2 学童保育をご利用できる方

以下（１）～（３）のすべてに該当する児童です。

- （１）大田区内に在住 または 在学する、小学校１年生から６年生の児童
- （２）保護者の就労等により、放課後や学校休業日に保育が必要な児童
（保護者の就労等とは、**就労、疾病、看護・介護、心身障がい、就学** の場合です。）
- （３）実施施設に、通所（保護者等の介助を伴う場合を含む）ができ、集団で保育することが可能な児童 ※医療的ケアを必要とする場合はご相談ください。

！ご注意ください！

- 保護者が求職中の場合は、学童保育の利用はできません。
- 育児休業取得中は、学童保育の利用はできません。ただし、令和８年４月３０日までに育児休業から復帰する予定の場合は、申請期間（１０月１７日～１１月２１日）中に申請できます。

※利用開始後に、就労証明書または復職証明書の提出が必要となります。

※５月１日以降に育児休業から復職予定の場合は、復職予定日（利用を希望する日）の前月１日から申請できます。

※育児休業復帰により月途中から利用開始する場合でも、１か月分の学童保育料が発生します（日割りはありません）。

※産前産後休暇中は就労の扱いとなるので学童保育を利用できますが、育児休業開始と同時に利用辞退となります。

※産前産後休暇中は、原則として延長保育は利用できません。

3 学童保育の運営日と時間

（１）学童保育開始日 令和８年４月１日

（２）学童保育時間

① 学 校 開 校 日 ・ ・ ・ ・ 下校時から午後５時まで

② 学 校 休 業 日 ・ ・ ・ ・ 午前８時３０分から午後５時まで

※令和８年度は、試行的に午前８時から開室（土曜日を除く）を予定しています。

朝の保育時間（８時～８時２９分）は、保護者の出勤時間と通勤時間に照らし、必要な人が利用できます。希望される方は、利用承認後に登室希望の書類を提出していただきます。

③ 延 長 保 育 ・ ・ ・ ・ 午後５時から午後６時まで（土曜日を除く）

※延長保育の利用は、保護者の帰宅時間が午後５時以降の児童が対象です。

※一部施設では延長保育を午後７時まで実施します（土曜日を除く）。しおり裏表紙『学童保育施設一覧』をご覧ください。

（３）利 用 日 時 保護者が就労等の理由で家庭にいない日・時間

（４）学童保育のお休み 日曜・法律に定める休日・１２月２９日～１月３日

！ご注意ください！

- 児童の下校時刻に、すでに保護者が帰宅している場合は、学童保育の利用はできません。

例）児童の下校時刻が午後３時３０分、保護者の勤務終了時刻が午後３時００分、通勤時間が１０分 の場合

⇒児童の下校時刻より、保護者の帰宅時刻（午後３時１０分）が早いので、学童保育は利用できません。

4 学童保育料（通常利用）

学童保育料については、１ページの一覧表をご覧ください。

また、以下の項目に該当する世帯は、所定の手続きにより学童保育料が減額又は免除となります。

- | | | |
|-----|--------------------------|-------------------|
| 1 | 同一世帯で複数の学童保育児童がいる場合 | （２人目以降 2,500 円減額） |
| 2 | 生活保護受給世帯 | （免除） |
| 3－1 | 前年度 住民税 非課税世帯 | （4,000 円減額） |
| 3－2 | 前年度 住民税 非課税で、ひとり親の世帯 | （免除） |
| 4－1 | 住民税 非課税相当の世帯等 納付が特に困難な世帯 | （4,000 円減額） |
| 4－2 | 住民税 非課税相当で、ひとり親の世帯 | （免除） |
| 5 | 就学援助費受給世帯 | （2,500 円減額） |
| 6 | 里親世帯 | （免除） |

これらの項目に該当し、学童保育料の減額免除を希望する方は、申請の際に学童保育調査票の項目「４」に必要事項を記入してください（別紙参照）。利用決定後、減額免除申請についてご案内いたします。

5 学童保育の申請

学童保育の申請ができるのは、保護者の **就労、疾病、看護・介護、心身障がい、就学** の場合です。
申請には、「**申請書**」「**調査票**」と合わせて、以下の添付書類を提出してください。

(区HPからダウンロードする際は、それぞれ印刷してください。)

■申請手続きに必要な添付書類の一覧

※保護者1人につき、それぞれご用意ください。

申請理由		必要な書類	備考
就 労	外勤の方	●就労証明書 (3か月以内作成のもの) ●勤務シフト表 <不規則勤務・不定休の方のみ必要> (来年4月の勤務状況に最も近いもの(概ね1年以内))	学童保育施設または教育総務課の担当者から、就労証明書を作成した勤務先の担当者の方へ問い合わせる場合があります。
	自営の方	●就労証明書 (3か月以内作成のもの) ●勤務シフト表 <不規則勤務・不定休の方のみ必要> (来年4月の勤務状況に最も近いもの(概ね1年以内)) ●自営を証明する書類 ▼ (コピーの提出可) <法人経営の方> 法人税申告書別表一本人控用、法人登記現在事項証明書、各種許可書、(法人名義の)業務の受注書・契約書 など <個人事業主の方> 確定申告書B第一表、開業届、区民税・都民税納税通知書、各種許可書、業務の受注書・契約書 など	勤務シフト表は、特定のある月の1日～末日の記載があるものがが必要です。その他、勤務シフト表提出の際の注意点は、4ページのFAQと注意事項も併せて参照してください。
疾 病		●医療機関が発行した診断書の写し (3か月以内に取得したもの)	ご家庭での保育が困難である旨の記載が必要です。 利用開始後も、概ね6か月ごとに再提出が必要です。
看護・介護		●看護・介護対象者の状態がわかる書類の写し (診断書、介護保険証(要介護度3以上)等) ●学童保育申請に関する申立書	介護の状況や1週間のスケジュールについて、学童保育の申立書に詳細を記入してください。
心身障がい		●保育にかける理由がわかる書類の写し (身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険証(要介護度3以上)等)	
就 学		●大学や専門学校、職業訓練校等の在学証明書の写し ●カリキュラムなど受講スケジュールがわかる書類 ●学童保育申請に関する申立書	入学予定の場合は、合格(入学)証明書と受講予定のカリキュラムを提出し、入学後に左記の書類を再度提出してください。 1週間のスケジュールについて、学童保育の申立書に詳細を記入してください。

※申請内容に変更が生じた場合や利用要件がなくなった場合(申請後にお仕事を辞めた場合等)は、速やかに申請受付施設までご連絡ください。変更手続きの詳細は6ページをご覧ください。

※申請書類をご提出いただく前に、しおり9ページのチェックリストをご活用ください。

申請の内容と事実が異なることが判明した場合は、利用承認を取り消す場合があります。

■よくある質問（FAQ）

質 問	回 答
Q 勤務シフト表の提出が必要なのは、どのような場合ですか？ ※このページ最下部「！ご注意ください！」も併せて参照してください。	A 勤務シフト表の提出が必要な方は、勤務サイクルが不規則な場合（勤務日・休日・勤務時間・勤務場所等が、週や日によって異なる場合）です。 また、裁量労働時間制のように、勤務時間に裁量があるため日によって異なる場合も、実際の勤務実績がわかる書類をご提出ください。
Q 就労証明書は会社の様式でもいいですか？	A 学童保育申請用の指定様式（または標準様式）で提出してください。ただし、会社の事情等により指定様式での提出が困難な場合は、指定様式の証明事項が<u>すべて記載されている場合に限り</u>、受理します。事前にご相談ください。
Q 契約更新のある会社員です。3月末までの契約期間が記載された就労証明書を取得しましたが、申請は可能ですか？	A 作成日現在の契約期間が記載された就労証明書で申請できます。ただし、学童保育利用開始後に、4月1日以降の契約期間が記載された就労証明書を、再度ご提出いただきます。
Q 申請書類を提出した後、勤務先や勤務内容に変更が生じました。就労証明書は再度、提出する必要がありますか？	A 就労内容の変更の場合は、『届出事項変更届』と変更後の就労証明書を提出してください。用紙は各施設でお受け取りいただくか、区ホームページからダウンロードできます。一次申請の『届出事項変更届』の提出期限は令和8年1月30日（金）です。※詳細は6ページ参照。
Q 個人事業主をしている配偶者のお店で働いています。仕事をしていることが客観的に分かる書類は、何が必要ですか？	A 個人事業主の配偶者の方は、以下いずれかをご提出ください。 ①最新年の確定申告書B第二表本人控用「事業専従者に関する事項」欄に配偶者の氏名がある場合はその写し（マイナンバーの記載がないもの）。 ②その他、配偶者の氏名が分かる業務の契約書や、受注書等の写し。
Q 現在求職中です。4月1日までに就職する予定ですが、申請は可能ですか？	A 就労予定証明書の提出ができない場合は利用審査ができないため、申請できません。就労予定証明書を取得後に申請できますが、受付期間後に申請された場合は随時申請の扱いとなります。就労予定証明書で申請された場合、勤務開始後に予定ではない就労証明書の提出が必要です。
Q 8月末まで育児休業を取得しています。4月1日からの入園希望で下の子の保育園を申請しており、保育園の利用が決まれば、予定を早めて4月1日から復職する予定ですが、申請はできますか？	A 令和8年4月30日までに復職する予定で、保育園の入園を申請している場合は、学童保育の申請ができます。学童保育調査票の記入例（別紙参照）のとおりに保育園申請児童について記載してください。ただし、保育園の入園が決定しない（復職できない）場合は、学童保育の利用はできません。 利用開始後に、就労証明書または復職証明書の提出が必要です。
Q 4月1日までに、引っ越し予定があります（大田区への転入、または大田区内の転居）。 何か必要な書類はありますか？	A 住宅売買契約書、賃貸借契約書など「引っ越し先の住所が確認できる書類」の提出が必要です。（大田区内の転居で、新旧住所が同じ小学校区内的の場合を除く。） これらの書類が申請期間内に提出できない場合は「転入転居に関する申出書」（区HPからDL可）の提出により申請できますが、令和8年1月30日までに、「引っ越し先の住所が確認できる書類」を追って提出してください。

！ご注意ください！

不規則勤務の方が勤務シフト表をご提出される際は、以下の点にご注意ください。

- 従業員全員が1つの勤務シフト表に載っている場合は、ご自身以外の方を事前にマスキングしてください。
- 「ある特定の月の1日から末日」までの勤務シフトがわかる書類をご用意ください。
→たとえば次のような場合は、連続した2期以上のシフト表をご用意いただく必要があります。
「半月ごとのシフト」「16日から翌月15日までのように月途中～月途中のシフト」等
- 概ね1年以内のシフト表で、来年4月の勤務状況に最も近い状況と思われるものをご用意ください。
- 育休等で過去1,2年間ほどの自身の勤務シフトが存在しない場合は、学童保育申請用の勤務シフト表（汎用）を活用して作成するか、同等の勤務形態である別の方の勤務シフト表をご提出ください（氏名等はマスキングしてください）。

6 選考方法

大田区の学童保育の選考は、以下のとおり行います。

- (1) 保護者の就労等の状況（基準指数）や、児童や世帯の状況等（調整指数）に基づき、合計指数を算出します。

※指数算出の詳細は、10 ページ「大田区学童保育利用選考基準」の表をご覧ください。

- (2) **合計指数の高い方から順に**、第一希望施設の入所を優先的に審査いたします。

第一希望施設が受け入れ可能人数に達した場合は、第二希望施設での入所審査となります。

！ご注意ください！

- 第二希望施設を記入していることが、選考上不利に働くことはありません。
- 残業時間は、就労証明書上に記載されていたとしても、指数算定の対象外となります。

～ メモ ～



7 学童保育の利用申請から利用開始まで

1 申請の受付期間

令和7年10月17日（金）から11月21日（金）まで（日曜・祝日を除く毎日）

2 申請書類の提出

申請書類一式をすべてご用意の上、**利用を希望する学童保育施設へ**提出してください。

（ 第一希望施設・第二希望施設 どちらでも可。分散提出にご協力ください。）

！ご注意ください！

申請期間の後半は、大変込み合います。安全な保育のため、書類の確認にお時間をいただく場合があります。お時間にゆとりをもってお越しください。

※提出書類に不備がある場合は、書類を受領できません。

3 利用審査

学童保育選考基準により順位を定め、利用希望施設への入所について、審査を行います。

※過去にご利用されていた“ご兄弟を含み”学童保育料に未納がある場合は、利用審査に影響します。

■申請後に、別途お手続きが必要な場合

- 1 住所・氏名、保護者の就労内容、利用希望施設 等 申請した内容を変更する時
⇒「届出事項変更届」を提出してください。
- 2 学童保育の利用の必要がなくなったとき
⇒「取下書」を提出してください。

※様式は区 HP からダウンロード可

締切 令和8年1月30日（金）まで

**申請書を最初に提出した施設へ
直接ご提出ください。**

！ご注意ください！

指定校変更を申請する場合（新1年生）

指定校変更を申請する場合は、指定校変更が承認された場合に利用する施設を、希望施設欄に記入して申請してください（第1希望・第2希望）。

小学校内で実施している学童保育（放課後ひろば、おおたっ子ひろば）は、その学校への指定校変更が承認されなければ、利用することができません。

指定校変更が不承認となった場合は、利用希望施設の変更手続きを行ってください。

4 結果通知の発送

令和8年2月18日（水）に 郵便で発送予定です。

（郵便事情により、ご自宅に通知が届くまでに数日を要する場合があります。）

利用決定の方へは「**利用承認通知書**」を、保留の方へは「**保留通知書**」をお送りします。

※利用決定となった方へは、利用説明会のお知らせ、学童保育料の口座振替依頼書・減額免除申請書等の書類を同封します。

5 利用者説明会

3月上旬に各学童保育施設で実施します。詳細は、結果通知に同封される書類をご確認ください。

6 随時申請の方の審査

申請期間締め切り後（11月22日以降）も随時申請として申請できますが、一次申請者の利用決定通知後の審査となります。

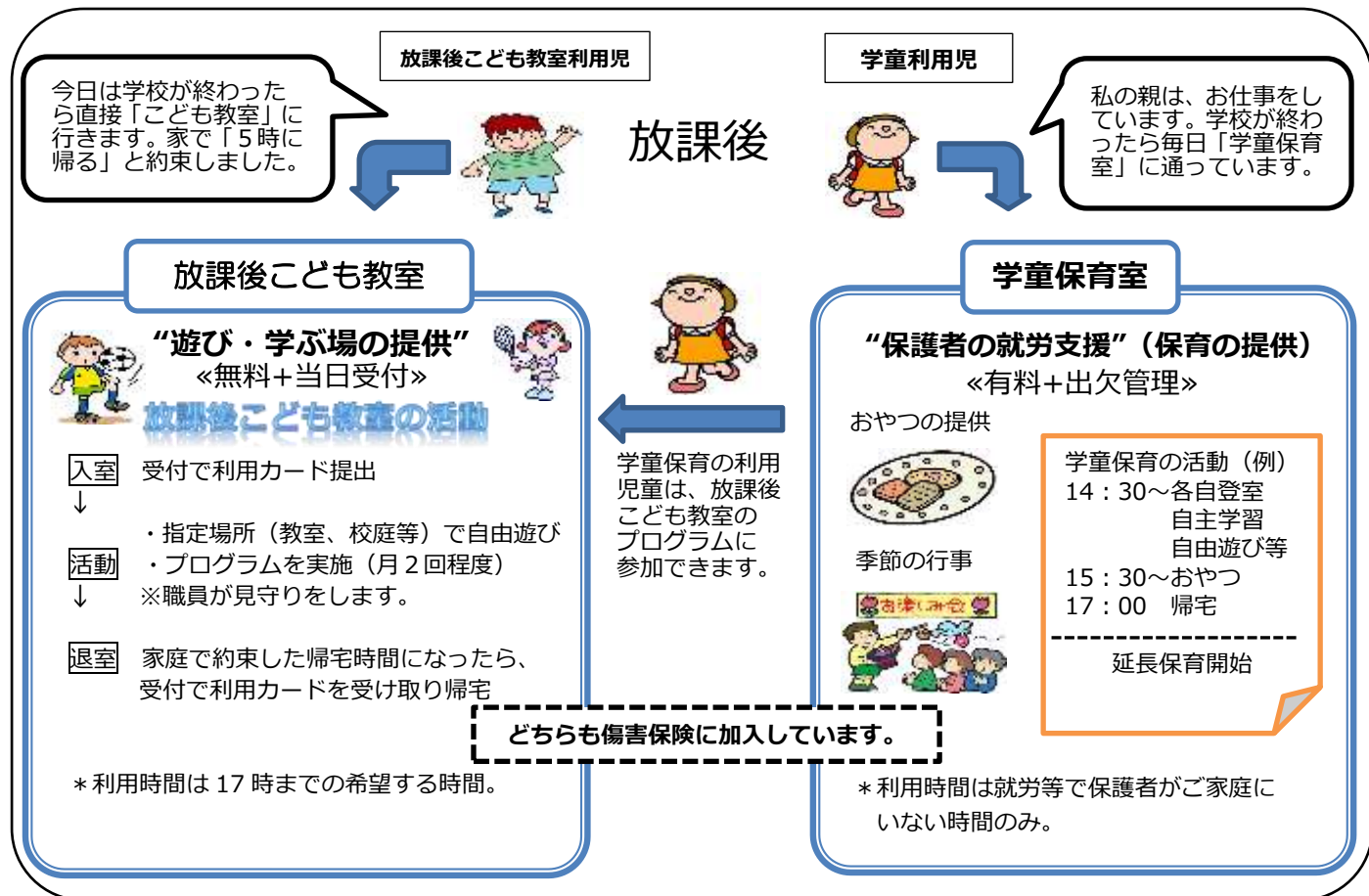
その場合、結果の通知は3月中旬以降となります。

8 学童保育と放課後こども教室

放課後こども教室は、小学校の教室等を活用し、支援員のもと、放課後の児童の安全・安心な居場所を提供するとともに、多様な体験・活動を通じて自主性や社会性を育むことを目的として、実施している事業です。

＊新1年生は令和8年4月の給食開始日から利用できます。

学童保育と放課後こども教室の利用イメージ



学童保育と放課後こども教室の利用時間・利用方法にあたっては以下の違いがあります。

		放課後こども教室	学童保育室
対象者		小学1年生～6年生	
申請等	利用条件	当該校の在籍児童	保護者の就労等 (学校内施設は原則当該校の在籍児童)
	手続き	申込書を提出→登録 (新1年生は入学前説明会でご案内します。)	申請→審査→決定 (就労・学年等の選考基準あり)
	利用料金	無料	5,000円/月(延長+1,200円/月)
実施利用時間	学校開校日の平日	放課後～17時00分 (給食のない日は実施していません)	放課後～17時00分 (延長保育あり)
	土曜日	なし	8時30分～17時00分
	(夏・冬・春休み等) 学校休業日の平日	8時30分～17時00分	8時30分～17時00分 (延長保育あり) ※令和8年度、試行的に午前8時から開室を予定
利用	受付・利用方法	①利用カードを提出 ②受付簿に氏名・入室・退室時間記入	職員が入室・退室時間の管理 (入退館システムによる退室通知)
問合せ先		教育総務課 教育地域力推進担当 TEL 5744-1273	

※各小学校の学童保育・放課後こども教室の実施状況は8ページをご覧ください。

令和 8 年度 小学校別学童保育・放課後子ども教室実施状況一覧

●(校内):学校内で学童保育を実施 (隣接):学校の隣接児童館等で学童保育を実施

●各学童保育施設の住所等詳細はしおり裏表紙の施設一覧をご覧ください。

No.	小学校名	学童保育実施場所	こども教室 (小学校内で実施)	
			学校開校日 (平日)	学校休業日 (土曜日除く)
1	大森第四小	(校内) 大森第四放課後ひろば	○	○
2	中富小	(校内) 中富放課後ひろば	○	○
3	大森第一小	(隣接) 大森第一放課後ひろば	○	○
4	開桜小	(校内) 開桜放課後ひろば 沢田児童館	○	○
5	大森第三小	(校内) 大森第三放課後ひろば 大森西児童館	○	○
6	大森第五小	(校内) 大森第五放課後ひろば 大森本町児童館	○	○
7	大森東小	(校内) 大森東放課後ひろば	○	○
8	入新井第五小	(校内) 入新井第五放課後ひろば 大森北児童館	○	○
9	入新井第一小	(校内) 入新井第一放課後ひろば 大森北児童館	○	○
10	山王小	(校内) 山王放課後ひろば 山王児童館	○	○
11	馬込小	(校内) 馬込放課後ひろば 南馬込児童館 中馬込児童館	○	○
12	馬込第二小	(隣接) 馬込第二放課後ひろば	○	○
13	馬込第三小	(校内) 馬込第三放課後ひろば 中馬込児童館	○	○
14	梅田小	(校内) 梅田おおたっ子ひろば 南馬込四丁目児童館	○	○
15	池上小	(校内) 池上放課後ひろば 池上児童館	○	○
16	池上第二小	(校内) 池上第二放課後ひろば 中央八丁目児童館	○	○
17	徳持小	(校内) 徳持放課後ひろば 徳持児童館	○	○
18	入新井第二小	(校内) 入新井第二放課後ひろば 新井宿児童館	○	○
19	入新井第四小	(校内) 入新井第四放課後ひろば 新井宿児童館	○	○
20	東調布第一小	(校内) 東調布第一放課後ひろば 田園調布本町児童館	○	○
21	田園調布小	田園調布二丁目児童館	○	○
22	調布大塚小	(校内) 調布大塚放課後ひろば	○	○
23	東調布第三小	(校内) 東調布第三放課後ひろば 千鳥児童館	○	○
24	嶺町小	(校内) 嶺町放課後ひろば 鶉の木児童館 下丸子四丁目児童館	○	○
25	千鳥小	(校内) 千鳥放課後ひろば 千鳥児童館	○	○
26	久原小	(校内) 久原放課後ひろば 久が原児童館	○	○
27	松仙小	(校内) 松仙おおたっ子ひろば 南雪谷児童館	○	○
28	池雪小	(隣接) 池雪放課後ひろば 仲池上児童館	○	○
29	小池小	上池台児童館	○	○

No.	小学校名	学童保育実施場所	こども教室 (小学校内で実施)	
			学校開校日 (平日)	学校休業日 (土曜日除く)
30	雪谷小	南雪谷児童館	○	○
31	洗足池小	(校内) 洗足池放課後ひろば 洗足池児童館	○	○
32	赤松小	(校内) 赤松放課後ひろば 洗足池児童館	○	○
33	清水窪小	(校内) 清水窪放課後ひろば	○	○
34	糎谷小	(校内) 糎谷放課後ひろば 糎谷児童館	○	○
35	東糎谷小	(校内) 東糎谷放課後ひろば 糎谷こどもの家	○	○
36	北糎谷小	(校内) 北糎谷放課後ひろば	○	○
37	羽田小	(校内) 羽田おおたっ子ひろば	○	○
38	都南小	(校内) 都南放課後ひろば 萩中三丁目児童館	○	○
39	萩中小	(校内) 萩中おおたっ子ひろば	○	○
40	中萩中小	(校内) 中萩中放課後ひろば 萩中三丁目児童館	○	○
41	出雲小	(校内) 出雲放課後ひろば 南六郷児童館	○	○
42	六郷小	(隣接) 六郷放課後ひろば	○	○
43	西六郷小	(校内) 西六郷おおたっ子ひろば	○	○
44	高畑小	(校内) 高畑放課後ひろば 高畑児童館	○	○
45	仲六郷小	(校内) 仲六郷放課後ひろば	○ (※)	○ (※)
46	志茂田小	(校内) 志茂田おおたっ子ひろば	○	○
47	東六郷小	(校内) 東六郷放課後ひろば	○	○
48	南六郷小	(校内) 南六郷放課後ひろば	○	○
49	矢口小	(校内) 矢口放課後ひろば 矢口児童館	○	○
50	矢口西小	(校内) 矢口西放課後ひろば 下丸子児童館	○	○
51	多摩川小	(校内) 多摩川放課後ひろば 矢口児童館 下丸子児童館	○	○
52	相生小	(校内) 相生放課後ひろば 西蒲田児童館	○	○
53	矢口東小	(校内) 矢口東放課後ひろば	○	○
54	おなづか小	(校内) おなづか放課後ひろば 西蒲田児童館	○	○
55	道塚小	(校内) 道塚放課後ひろば 多摩川児童館	○	○
56	蒲田小	(校内) 蒲田放課後ひろば 本蒲田児童館	○	○
57	南蒲小	(校内) 南蒲放課後ひろば	○	○
58	新宿小	(校内) 新宿おおたっ子ひろば	○	○
59	東蒲小	(校内) 東蒲放課後ひろば	○	○

(校内)または(隣接)の記載がある学童保育施設は、原則当該校に在籍するお子様が対象です。
それ以外の学童保育施設は学区域に関わらず、(お子様が通える範囲で)ご利用いただけます。

※ 仲六郷小学校では土曜日放課後こども教室を実施しています。

■申請前のチェックリスト

申請書

チェック

1	申請書右上、申請日（＝申請書類を提出する日）は記入しましたか？	
2	引っ越しの予定がある場合、住所欄の上部余白に、引っ越し先住所と予定日を記入しましたか？	
3	希望施設は記入しましたか？（第一希望施設、第二希望あり・なしどちらかに☑、第二希望施設名）	
4	緊急連絡先は、優先順位に沿って記入しましたか？	
5	指定校変更の希望欄は記入しましたか？（希望あり・なし どちらかに☑）	
6	延長利用申請の希望欄は記入しましたか？（１・２どちらかに☑）	

調査票（申請書の裏面）

チェック

7	保護者の状況欄左側 就労～就学に☑はつけましたか？	
8	育休・育児短時間制度の取得状況（予定含む）は記入しましたか？	
9	児童の状況欄に、アレルギーや診断の有無、心配なこと等の記入漏れはありませんか？	
10	令和８年４月保育園入園申請中のご兄弟がいる場合、同居の家族の備考欄にその旨記入しましたか？	
11	学童保育料減額免除の該当する欄は記入しましたか？（該当する項目に☑）	

添付書類

チェック

●「就労」で申請される方		
12	就労証明書または就労予定証明書の左側□に、✓の記入はありますか？	
13	申請日から３か月以内に勤務先で作成された就労証明書ですか？（右上の日付を確認）	
14	所属取扱者の氏名・連絡先の記入はありますか？	
15	不規則勤務・不定休の方の場合、勤務シフト表の添付はありますか？	
16	勤務シフト表は、ある特定の月の１日～末日までの勤務がわかる書類ですか？	
17	産休・育休・育児短時間勤務等の制度の取得期間が明記されていますか？	
18	通勤経路欄は、事前に保護者ご自身で記入し、勤務先の確認を受けていますか？	
19	自営の方（法人経営・個人事業主等）は、それを証明する添付書類はありますか？	
●「疾病」で申請される方		
20	申請日から３か月以内に医療機関から発行された診断書ですか？	
21	ご家庭での保育が困難である旨の記載がありますか？	
●「看護・介護」で申請される方		
22	看護または介護の対象者の方の状態がわかる書類のコピーはありますか？ （介護の場合は要介護度３以上がわかる書類）	
●「心身障がい」で申請される方		
23	障がいの級・度がわかる各種手帳のコピーはありますか？	
●「就学」で申請される方		
24	各種学校に在学している（または入学が決まっている）ことを証明する書類と、カリキュラムがわかる書類のコピーはありますか？	

※このチェックリストは、提出不要です。保護者様ご自身のチェック用にご活用ください。

9 大田区学童保育利用選考基準

★保護者が複数いる場合は、基準指数の低い保護者の指数がその世帯（児童）の基準指数となります。

★基準指数と調整指数の合計指数で順位を決定します。

基準指数（保護者の状況）				※1～6は重複して加算できません。					
1 就 労 （ ① ） ③ の 合 計 ）	①週の勤務日数 （日曜日を除く） ※午後2時から午後6時 に係る就労		週5日以上		週4日		週3日		
		居宅外	10		6		3		
		居宅内	6		2		1		
	②勤務終了時間 （日曜日を除く）		6時以降	5時	4時	3時	2時		
		0～14分	15	11	7	3	1		
		15～29分	15	12	8	4	1		
		30～44分	15	13	9	5	2		
		45～59分	15	14	10	6	2		
	③週の勤務時間数 （日曜日を除く） ※休憩含む	40時間以上		35時間以上 40時間未満		30時間以上 35時間未満		20時間以上 30時間未満	
		5		3		2		1	
2 就 労	深夜を含む 不規則勤務に限る		深夜を含む居宅外の不規則勤務が、週2日以上あり、週の勤務時間が40時間以上で、 かつ、午後2時から午後6時までに係る勤務日数が週3日以上						
			30						
3 長期疾病 ※おおむね1か月以上			長期入院		自宅療養（寝たきり）		通院を伴う自宅療養 （寝たきりを除く）		
			30		20		12		
4 長期看護・介護 ※おおむね1ヵ月以上			看護・介護が週5日以上		看護・介護が週4日		看護・介護が週3日		
			16		12		10		
5 心身障がい			愛の手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳						
			1～2度・1～2級		3度・3級		4度・4級		
			30		25		12		
6 就学等			就学・技能習得等のため外出を常態としている場合（就労で換算する）						

※1から6に掲げるもののほか、区長が認める場合（明らかに保育の必要性が高いケース）は、別途加算する。

※1から6の項目は、合算できません。複数の項目に当てはまる場合は、最も高い指数の項目を基準指数とします。

「1就労」の基準指数について

- ①勤務日数は日曜日を除く、午後2時～6時に係る就労のみ対象となります。
- ②勤務終了時間及び③週の勤務時間数について、残業時間・通勤時間・移動時間は含まれません。
- ②勤務終了時間について、午後2時より前からの連続した勤務がある場合を加算対象としています。
- 勤務日により、就労形態（居宅内・外及び勤務終了時間等）が異なる場合は、週の平均で指数を算出します。
- 就労（予定）証明書、又は学童保育調査票（申請書裏面）に、育児短時間等の短時間勤務制度（時短）を取得する旨の記載があった場合、利用開始希望月の翌月1日時点の時短取得状況に応じた勤務日数、勤務時間で指数を算出します。

調整指数（児童の世帯及び児童本人の状況）				※A～Cは重複して加算できます。			
A 世帯の状況	両親不存在			ひとり親世帯			
	10			4			
B 要支援	愛の手帳若しくは身体障害者手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳あり 又は特別支援学校在籍若しくは特別支援学級（固定学級）在籍						
	4-6年	13		1-3年		8	
C 児童の学年 ※	1年生		2年生		3年生		
	25		13		6		

※学童保育料の未納（兄弟・姉妹を含む）が6か月以上ある世帯は、C児童の学年が加算されません。

令和 8 年度 大田区学童保育施設一覧 (令和8年4月時点)

【児 童 館 等 学 童 保 育 施 設】					
No.	運営委託	施設名	受入可能人数	電話番号	所在地
1		沢田児童館	70	3298-3356	大森西 2-2-1
2	○	大森西児童館	90	3768-7776	大森西 5-20-17
3	○	大森北児童館	80	3764-3060	大森北 3-25-2
4		大森本町児童館	65	3298-3019	大森本町 2-2-4
5	○	山王児童館	110	3776-0351	山王 1-5-13
6		南馬込児童館	75	3772-4340	南馬込 1-59-21
7		南馬込四丁目児童館	60	5742-5090	南馬込 4-6-5
8	○	中馬込児童館	60	3777-4498	中馬込 1-19-1-201
9		中央八丁目児童館	70	3755-4366	中央 8-29-4
10	○	池上児童館	70	3751-6603	池上 5-9-9
11		徳持児童館	80	3751-9914	池上 8-13-4
12	○	新井宿児童館	80	3775-8725	中央 1-15-4
13	○	田園調布本町児童館	80	3722-2540	田園調布本町 13-22
14		田園調布二丁目児童館	65	3722-5189	田園調布 2-17-2
15		鵜の木児童館	60	3750-5483	鵜の木 3-34-7
16	○	久が原児童館	80	3751-4751	久が原 5-4-9
17		南雪谷児童館	80	3728-8253	南雪谷 5-18-22
18	○	上池台児童館	120	3727-0503	上池台 2-35-18
19	○	仲池上児童館	80	3751-3338	仲池上 1-21-16
20	○	洗足池児童館	40	3729-7113	南千束 2-15-1
21		糀谷児童館	80	3743-3854	西糀谷 2-26-3-101
22	○	萩中三丁目児童館	40	3744-7690	萩中 3-30-9
23		南六郷児童館	60	3739-4452	南六郷 1-29-1-101
24		高畑児童館	90	3737-1807	西六郷 3-18-2
25	○	千鳥児童館	80	3758-8191	千鳥 3-11-7
26		下丸子児童館	65	3757-1421	下丸子 2-20-15
27		下丸子四丁目児童館	65	3758-2420	下丸子 4-25-1
28	○	矢口児童館	60	3758-4657	矢口 3-3-20
29	○	西蒲田児童館	100	3751-3365	西蒲田 3-8-6
30		多摩川児童館	65	5710-2057	多摩川 2-24-25
31	○	本蒲田児童館	80	3736-3217	蒲田 1-4-23
32		糀谷こどもの家	50	3741-6609	東糀谷 4-3-5

No.33～88の学校内学童保育施設は、原則その小学校に在籍する児童が対象

【学 校 内 学 童 保 育 施 設】					
No.	運営委託	施設名	受入可能人数	電話番号	所在地
33		梅田おおたっ子ひろば	90	3775-7224	南馬込 6-6-2 2 (梅田小学校内)
34		松仙おおたっ子ひろば	90	3754-1823	久が原 1-11-2 0 (松仙小学校内)
35		羽田おおたっ子ひろば	80	3741-0183	羽田 3-3-1 4 (羽田小学校内)
36	○	萩中おおたっ子ひろば	60	3741-0182	本羽田 3-4-2 2 (萩中小学校内)
37	○	西六郷おおたっ子ひろば	80	3738-8906	西六郷 2-3-1 (西六郷小学校内)
38		志茂田おおたっ子ひろば	80	3733-3733	西六郷 1-4-2 (志茂田小学校内)
39	○	新宿おおたっ子ひろば	80	3738-8904	蒲田本町 1-5-1 (新宿小学校内)

※運営委託児童館、放課後ひろば、おおたっ子ひろば、大森本町児童館、田園調布二丁目児童館、南雪谷児童館では午後 7 時まで延長保育を実施します。

<お知らせ>

令和 8 年 4 月から、
大森第五小学校内に大森第五放課後ひろばの新設を、
千鳥小学校内に千鳥放課後ひろばの新設を予定しております。

【申請受付場所】

- ・大森第五放課後ひろば ⇒ 大森本町児童館
- ・千鳥放課後ひろば ⇒ 千鳥児童館

【学 校 内 学 童 保 育 施 設】					
No.	運営委託	施設名	受入可能人数	電話番号	所在地
40	○	大森第四放課後ひろば	120	6423-6050	大森南 3-1 8-2 6 (大森第四小学校内)
41	○	中富放課後ひろば	40	3768-7040	大森東 5-6-24 (中富小学校内)
42	○	大森第一放課後ひろば	90	3761-1916	大森東 3-5-15 (大森児童館内)
43	○	開桜放課後ひろば	80	3766-5151	大森西 2-26-3 (開桜小学校内)
44	○	大森第三放課後ひろば	60	3762-6670	大森西 5-22-18 (大森第三小学校内)
45	○	大森第五放課後ひろば	40	未定	大森本町 1-10-5 (大森第五小学校内)
46	○	大森東放課後ひろば	40	3763-5504	大森東 1-29-1 (大森東小学校内)
47	○	入新井第五放課後ひろば	80	3766-3020	大森北 6-4-8 (入新井第五小学校内)
48	○	入新井第一放課後ひろば	80	3764-1709	大森北 4-6-7 (入新井第一小学校内)
49	○	山王放課後ひろば	80	3777-4533	山王 1-26-33 (山王小学校内)
50	○	馬込放課後ひろば	80	3773-4406	南馬込 1-34-1 (馬込小学校内)
51	○	馬込第二放課後ひろば	80	3773-7498	南馬込 3-3-7 (南馬込三丁目児童館内)
52	○	馬込第三放課後ひろば	100	3775-4000	北馬込 1-28-1 (馬込第三小学校内)
53	○	池上放課後ひろば	50	3752-7555	池上 1-33-8 (池上小学校内)
54	○	池上第二放課後ひろば	80	3753-6225	中央 8-9-1 (池上第二小学校内)
55	○	徳持放課後ひろば	50	3751-1727	池上 7-18-1 (徳持小学校内)
56	○	入新井第二放課後ひろば	65	3778-3300	中央 2-15-1 (入新井第二小学校内)
57	○	入新井第四放課後ひろば	75	3777-3701	中央 3-5-8 (入新井第四小学校内)
58	○	東調布第一放課後ひろば	80	3750-5011	田園調布南 28-7 (東調布第一小学校内)
59	○	調布大塚放課後ひろば	65	3748-3930	雪谷大塚町 12-1 (調布大塚小学校内)
60	○	東調布第三放課後ひろば	110	3759-0771	南久が原 2-17-1 (東調布第三小学校内)
61	○	嶺町放課後ひろば	80	3758-2370	田園調布南 6-10 (嶺町小学校内)
62	○	千鳥放課後ひろば	40	未定	千鳥 2-5-1 (千鳥小学校内)
63	○	久原放課後ひろば	60	3753-0221	久が原 4-12-10 (久原小学校内)
64	○	池雪放課後ひろば	80	3729-0313	東雪谷 5-8-7 (池雪分室内)
65	○	洗足池放課後ひろば	65	3727-0301	南千束 3-35-2 (洗足池小学校内)
66	○	赤松放課後ひろば	100	3726-6180	北千束 2-35-8 (赤松小学校内)
67	○	清水窪放課後ひろば	85	3718-7720	北千束 1-20-15 (清水窪小学校内)
68	○	糀谷放課後ひろば	90	5705-0616	西糀谷 3-13-21 (糀谷小学校内)
69	○	東糀谷放課後ひろば	80	3742-6605	東糀谷 5-18-23 (東糀谷小学校内)
70	○	北糀谷放課後ひろば	65	3743-0123	北糀谷 2-2-5 (北糀谷小学校内)
71	○	都南放課後ひろば	60	3744-2120	本羽田 3-15-2 (都南小学校内)
72	○	中萩中放課後ひろば	90	5705-2991	萩中 2-14-1 (中萩中小学校内)
73	○	出雲放課後ひろば	80	3744-4565	本羽田 1-2-4 (出雲小学校内)
74	○	六郷放課後ひろば	60	3731-3040	東六郷 3-5-19 (東六郷児童館内)
75	○	高畑放課後ひろば	80	5703-0567	西六郷 3-28-23 (高畑小学校内)
76	○	仲六郷放課後ひろば	65	3732-7660	仲六郷 1-26-1 (仲六郷小学校内)
77	○	東六郷放課後ひろば	85	3731-2050	東六郷 2-3-1 (東六郷小学校内)
78	○	南六郷放課後ひろば	80	3739-6771	南六郷 3-7-1 (南六郷小学校内)
79	○	矢口放課後ひろば	120	3757-4559	多摩川 1-18-25 (矢口小学校内)
80	○	矢口西放課後ひろば	90	3750-9188	下丸子 1-7-1 (矢口西小学校内)
81	○	多摩川放課後ひろば	90	3759-8017	矢口 3-26-25 (多摩川小学校内)
82	○	相生放課後ひろば	70	3732-2880	西蒲田 6-19-1 (相生小学校内)
83	○	矢口東放課後ひろば	60	3731-0071	東矢口 3-9-20 (矢口東小学校内)
84	○	おなづか放課後ひろば	40	3753-6030	西蒲田 1-19-1 (おなづか小学校内)
85	○	道塚放課後ひろば	80	3733-2110	新蒲田 3-3-18 (道塚小学校内)
86	○	蒲田放課後ひろば	80	3736-0303	蒲田 1-30-1 (蒲田小学校内)
87	○	南蒲放課後ひろば	95	3737-0093	南蒲田 1-12-11 (南蒲小学校内)
88	○	東蒲放課後ひろば	80	3732-3370	東蒲田 1-19-25 (東蒲小学校内)

【お問合せ先】

- 各学童保育施設
- 大田区教育委員会事務局 教育総務課 教育地域力推進担当
(TEL) 03-5744-1273
(住所) 蒲田 5-13-14 大田区役所 本庁舎 6 F (学童保育窓口)